



Society5.0における法規制の基本的考え方

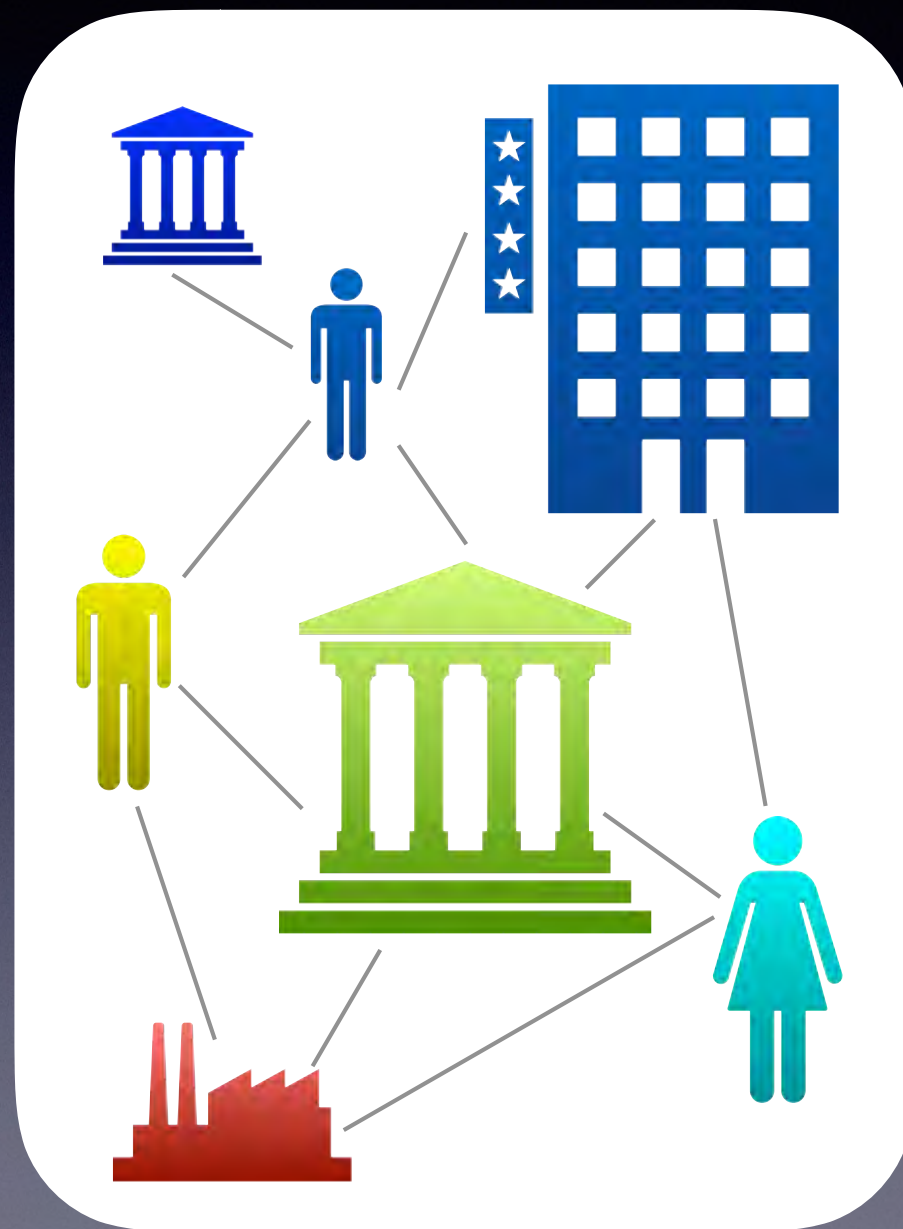
従来型法規制の特徴と前提

- ・ 超越的な国家権力の垂直的・一方的な行使と法治主義による限界づけ
- ・ 具体的な行為規範の明示と制裁を利用した遵守の強制
- ・ 均質な理性的市民による社会
- ・ 安定的・静態的な世界：啓蒙主義時代の世界観

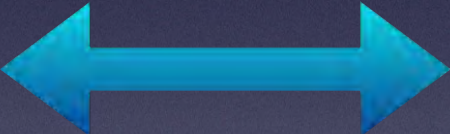


Society5.0における法規制の特徴と前提

- ・ 水平的・双方向的（エクスプレイン・アンド・コンプライ）秩序形成とソフト・ローによる柔軟・適宜のガイド
- ・ ゴール・ベース（リスク・ベース）規制とアカウントビリティ履行へのインセンティブ付けを目的とするハード・ローによる制裁
- ・ 多様で限定合理的なアクター
- ・ 流動的・動的な世界：グローバル化・高度情報技術



規制のグラデーション

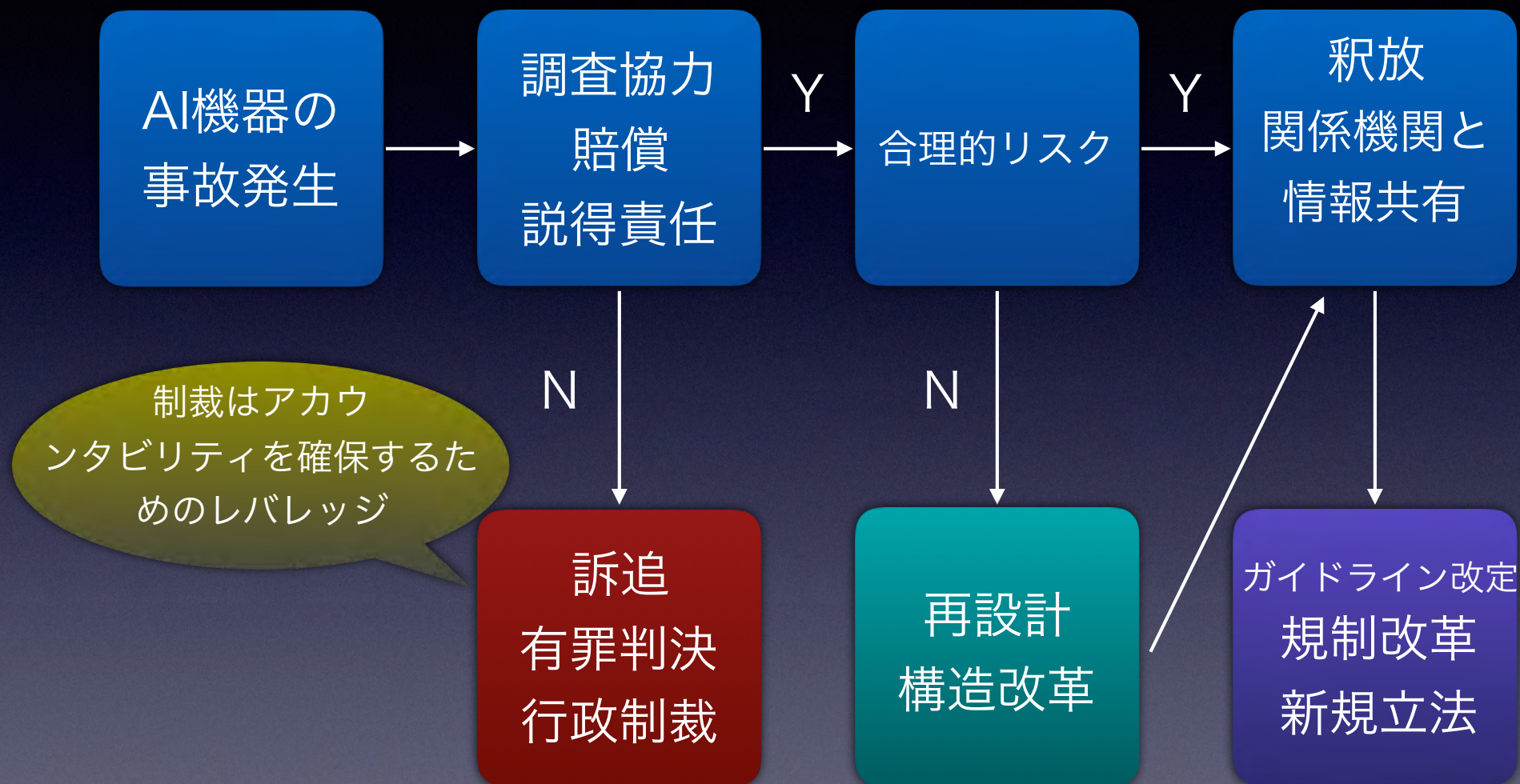
	従来型		Society5.0
規制主体	主権国家		マルチ・ステークホルダー
規制目的	ルール・ベース ハザード・ベース		ゴール・ベース リスク・ベース
規制態様	ルール違反と 結びついた制裁		アカウントビリティ不 履行と結びついた制裁
規制手段	ハード・ロー主体 法治主義		ソフト・ロー主体 プログラム・アーキテクチャ 法の支配
社会状態	安定的・静態的		流動的・動態的

具体的事例へのインプリケーション

- ・ 規制の対象となる社会状態が安定的・静態的な場合→従来型規制に近い位置づけ：金融（不正取引対策）・建築（ドローン建築確認）
- ・ 規制の対象となる社会状態が流動的・動態的な場合→Society5.0型規制に近い位置づけ：モビリティ（自動運転車認証基準）

Society5.0型の法規制を実現するためには、中長期的視点からの、基盤的法制度（賠償法・民刑事責任法・個人情報法）の見直しも必要

Society5.0型規制の例：刑事法2.0



説得責任の吟味と判定、再設計・構造改革は、検察官のみではなく、関係機関や業界・消費者代表者、場合によっては被害者などのステークホルダーを加えて行う。検察官の訴追指針は事前に公表される。